

**その他**

**消費税の軽減税率制度に関する説明会**

▽とき 10月17日の午前10時30分～11時30分、午後1時30分～2時30分、10月23日の午後3時～4時  
▽ところ 市民文化交流館ホール(駅前町、ヒロコ4階)  
📍弘前税務署法人課税第一部門(☎32・0331、音声案内に従い「2」を選択)

**創業・起業サポートセミナー**

▽日程と内容 ①10月18日＝「創業スタートアップ」・オリエンテーション／②10月25日＝「創業の手続き(労務)」・「創業者の事例発表」／③11月1日＝「会計の基礎知識(経理・税務)」・「創業者の事例発表」／④11月8日＝「資金調達、融資制度」／⑤11月16日＝「Webマーケティングのいろは」・交流会 ※時間はいずれも午後6時～8時。  
▽ところ 土手町コミュニティパーク(①～④＝2階地域交流室、⑤＝1階多目的ホールA)  
▽対象 創業・起業予定の人、創業後間もない人  
▽定員 ①～④＝各回15人、⑤＝30人(先着順)  
▽受講料 無料(⑤の交流会参加者は別途2,000円が必要)  
▽申し込み方法 10月12日までに、電話かファクスまたはEメール(住所・氏名・年齢・性別・電話番号を記入)で申し込みを。  
📍ひろさきビジネス支援センター

(☎ 32・0770、📠 32・0771、📧 hbsc@jongara.net)

**夜間・休日納税相談**

収納課では、日中や平日に納税相談ができない人のために、夜間・休日納税相談日を設けています。  
▽夜間納税相談 10月22日～26日の午後5時～7時30分  
▽休日納税相談 10月28日の午前9時～午後4時  
※特別な理由がなく、納付および連絡がない場合は、差し押さえ処分を執行することもあります。  
📍収納課(市役所2階、☎40・7032、40・7033)

**千年地区 空き家対策講座・個別相談会**

今年度、市内13地区で空き家対策講座と個別相談会を開催します。第3回目は千年地区です。空き家で悩んでいる人、空き家問題に興味がある人など、どなたでもご参加ください。  
▽とき 10月26日(金)、講座＝午後6時～7時/相談会＝午後7時～8時  
▽ところ 千年交流センター(原ヶ平5丁目)  
▽対象 千年地区の居住者  
▽参加料 無料  
▽申し込み方法 相談会のみ、10月19日までに、郵送、電話、ファクスまたはEメール(氏名・電話番号・相談内容・参加人数を記入)で申し込みを(当日参加も可)。 ※講座は事前の申し込み不要。詳しくは、千年地区の回覧板か、市ホームページをご覧ください。  
📍建築指導課空き家対策係(〒036・8551、上白銀町1の1、市役所4階、☎40・0522、📠39・

7119、📧 kenchikushidou@city.hirosaki.lg.jp)

**FPフォーラム in 弘前**

【講演会】  
▽とき 10月13日(土)、午後1時30分～3時(開場は午後1時)  
▽ところ 市民文化交流館ホール(駅前町、ヒロコ4階)  
▽テーマ 人生100年時代を幸せに生き抜くために『今日から考える自分年金』～税制改正とiDeCo(個人型確定拠出年金)の仕組みを理解しよう～  
▽講師 小湊隆成さん(CFP)  
▽定員 100人(先着順)  
※事前の申し込みが必要。あおもり県民カレッジ認定講座です。  
【個別相談会】  
▽とき 10月13日(土)、午前10時～午後4時(1組50分まで)  
▽ところ ヒロコ3階多世代交流室C・D  
▽相談内容 生活設計、保険、年金、相続、教育・住宅資金など  
※事前の申し込みが必要。  
～共通事項～  
▽参加料 無料  
📍日本FP協会青森支部(☎フリーダイヤル0120・874・251<平日の午前10時～午後5時>)

**求人説明会・ミニ面接会**

市内企業の人事担当者が、仕事内容などを生の声でお伝えします。  
▽とき 10月18日・30日の午後1時30分～4時30分(受け付けは午後1時～)  
▽ところ ヒロコ(駅前町)3階多世代交流室2  
▽定員 20人程度(ハローワーク

に未登録の人も参加可)  
▽参加企業数 3～5社(予定)  
▽参加料 無料  
※事前の申し込みは不要。  
▽その他 雇用保険受給者は雇用保険受給資格者証の持参を。参加企業は、市ホームページでご確認ください。UJI ターン求職者を対象とした、スカイプ(インターネットによるテレビ電話)での面談ができます(事前の申し込みが必要)。  
📍I・M・S(駅前町、ヒロコ3階、弘前就労支援センター内、☎55・5608)

**若年者の就職支援セミナー**

▽とき 10月19日(金)、午後1時30分～3時30分  
▽ところ ヒロコ(駅前町)3階多世代交流室1  
▽内容 履歴書作成などに活用できる、好印象を与える美しい字の書き方やコツを学びます  
▽対象 45歳未満の求職者＝20人程度(先着順)  
▽参加料 無料  
※申し込み方法など、詳しくは問い合わせを。  
📍ジョブカフェあおもり(☎青森017・731・1311)

**津軽地域障がい者就職面接会**

▽とき 10月29日(月)、午後1時～3時30分(受け付けは午後0時30分～)  
▽ところ アートホテル弘前シティ(大町1丁目)

▽参加料 無料  
▽申込期限 10月16日  
📍弘前公共職業安定所専門援助部門(南富田町、☎38・8609、内線45番)

**キャリアアッププログラム 受講者募集**

パソコンの基本操作やビジネスマナー、企業研修などを通して就職をサポートします。  
▽受講期間 3カ月程度(個人により異なります)  
▽ところ キャリアスクールI・M・S(土手町)  
▽対象 市内在住で求職中のひとり親＝5人  
※パート・アルバイト就労の人も対象となる場合があります。  
▽受講料 無料  
📍マミースマイル(I・M・S内、工藤さん、☎32・5801)

**甲種防火管理新規講習 該当する施設は受講を!**

▽とき 11月8日・9日の午前10時～午後4時  
※2日間の受講が必要。  
▽ところ 岩木文化センター「あそべる」(賀田1丁目)  
▽定員 160人(先着順)  
▽受講料 無料  
※講習で使用するテキストは事前に書店などで購入してください。  
▽申し込み方法 10月1日～12日に、消防本部予防課か最寄りの消防署・分署へ

※詳しくは弘前地区消防事務組合のホームページ(<http://www.hirosakifd.jp/>)で確認するか問い合わせを。  
📍弘前消防本部予防課(本町、☎32・5104)

**「赤い羽根共同募金」運動へご協力を**

～今年のはたか丸くんのコラボも～  
10月1日から全国一斉「赤い羽根共同募金」運動が始まります。集められた募金は地域の福祉活動へ役立てられますので、皆さんのご協力をお願いします。  
なお、今年は弘前市共同募金委員会事務局窓口で500円以上の募金をした人へ「たか丸くん」ピンバッジ(数量限定)を進呈します。  
📍弘前市共同募金委員会事務局(宮園2丁目、弘前市社会福祉協議会内、☎33・1161)

**宝くじの助成金で整備**

自治総合センターでは、宝くじの社会貢献広報事業として、宝くじの受託事業収入を財源にコミュニティ助成事業を実施しています。  
本年度は、城西町会連合会の申請が採択され、宝くじの助成金でエアコンなどコミュニティ活動備品が整備されました。  
📍市民協働政策課(☎35・1664)



**各種無料相談**

名称	とき	ところ	内容	問い合わせ・申込先
行政書士による無料相談会	10月9日(火)、午後1時30分～3時30分	ヒロコ(駅前町)3階多世代交流室2	各種許認可、相続・遺言など	青森県行政書士会中弘支部(奈良さん、☎40・0024)
労働相談会	10月14日・28日の午前10時30分～午後0時30分	14日…弘前文化センター(下白銀町)、28日…青森県労働委員会(青森市長島2丁目)	個々の労働者と事業主との間に生じた労働条件などのトラブル	青森県労働委員会事務局(☎青森017・734・9832)
行政相談週間	10月17日(水)、午前10時～午後3時	ヒロコ(駅前町)3階市民生活センター	市役所が行う仕事(道路、河川、年金、医療保険、老人福祉、窓口サービスなど)についての苦情や意見、要望	弘前市民生活センター(☎33・5830)
不動産鑑定士による無料相談会	10月22日(月)、午後1時30分～3時30分	ヒロコ(駅前町)3階多世代交流室1	土地の評価価格、取引など	青森県不動産鑑定士協会(☎青森017・752・0840)
女性弁護士による女性のための法律相談 in 弘前市	10月23日(火)、午後2時～4時(1人40分程度)	市民参画センター(元寺町)	家庭や職場、地域などで女性が抱える法律に関する問題についてのアドバイス(事前に青森県男女共同参画センターへ電話予約が必要)	青森県男女共同参画センター相談室(☎青森017・732・1022)

**たか丸くんの社会学クイズの答え**

正解は②の「堀江 佐吉」だよ！旧弘前市立図書館などの建築も手がけた人で、その優れた技術の建築物は、現在貴重な文化財となっているんだ。



※問題は9ページに掲載。

**今月の市税などの納期**

**納期限 10月31日**

固定資産税 第3期  
国民健康保険料 第4期  
介護保険料 第4期  
後期高齢者医療保険料 第4期

☆今月は第4日曜日が納税相談日です。  
☆納税は便利で確実な口座振替をご利用ください。  
☆納期限を過ぎると督促手数料や延滞金が加算される場合があります。